

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（10万円/1世帯） 及びこども加算給付金（5万円/児童1人） 手続きのご案内

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、令和6年度**新たに**住民税非課税世帯・住民税均等割のみ課税世帯となった世帯を支援するための給付金です。
- 上記世帯で、18歳以下の児童を扶養する場合には、こども加算として、児童1人あたり5万円を加えて給付します。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円
1児童あたり5万円（該当の場合）

給付金の支給時期

市が確認書を受理した日から約2～
3週間後が目安です。

支給対象

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の
「住民税均等割が非課税」
の世帯

世帯内で課税されている方が
「住民税均等割のみ課税」
の世帯

※令和5年度に住民税非課税世帯や均等割のみ課税世帯として支給対象となった世帯は対象外です。

令和6年6月3日時点で井原市に住民登録があり、対象世帯と思われる方に確認書をお届けしています。（要返送）

提出期限：令和6年9月30日（月）（消印有効）

詳しくは裏面をご覧ください。



支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

支給手続きとこども加算について

I 支給手続きについて

- 確認事項を確認し、必要事項を記入の上、確認書と添付書類を同封の返信用封筒で**市へ返送**してください。



ご持参される場合は、税務課窓口へ提出してください。

- 世帯の中に未申告の方がおられる場合は、市役所税務課で住民税申告が必要となります。

II こども加算について

- 令和6年6月3日を基準日として、平成18年4月2日以降に生まれた児童を給付対象として抽出しています。出生届の届出時期によっては、基準日までに生まれた児童が確認書へ記載されない場合があります。また、令和6年6月4日から令和6年9月30日までに生まれた児童も、こども加算の対象となります。これらに該当する場合は、**令和6年9月30日まで**に下記までご連絡ください。
- **期限を過ぎた場合は給付できません**ので、あらかじめご了承ください。



令和6年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の「**振り込め詐欺**」や「**個人情報の詐取**」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ先

井原市役所 臨時特別給付金コールセンター



0866-62-1114

受付時間 平日8:30~17:15 (土日祝を除く)



井原市HP